

令和8年度第2回 新宿区外部評価委員会第1部会 議事概要

開催概要

開催日：令和8年7月30日（木）

場所：本庁舎5階 大会議室

出席者：

外部評価委員（5名）：竹内真雄（部会長）、戎井一憲、風間義民、大川内初実、大西秀明

区職員（10名）：事業所管課（7名）三浦危機管理課長、白井副参事（地域医療・歯科保健担当）、岩瀬道路課長、小川景観・まちづくり課長、
蓮見防災都市づくり課長、竹内建築指導課長、鈴木建築調整課長

事務局（3名）林副参事（特命担当）、西崎主査、久住主査

議題

1. ヒアリングの実施について

議事要旨

主な議論・意見等は下表のとおり。

通番	対象事業	質問内容	区回答
1	経常事業363 災害医療体制の充実	緊急医療救護所は8か所設置されている一方で、開設・運営訓練は3か所にとどまっている。残る5か所について、今後どのように訓練や検証を進めていくのか伺う。	これまで訓練を実施していない残り5か所については、今年度、順次開設訓練を実施している。既に2か所で訓練を終えており、現在は救護所の開設訓練を中心に取り組んでいる。 訓練では、備蓄している医療資機材の所在確認から搬出、救護所の設営、受付・トリアージ・応急処置・処方エリアの配置まで、一連の手順を実践的に確認している。また、中等症以上の傷病者については、病院敷地内に設置した救護所から速やかに院内へ搬送できる体制についても検証している。 訓練には病院のほか、医師会・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護ステーション連絡会等にも参加いただき、多職種による連携体制の確認を行っている。 今後は、令和7年度から8年度にかけて8病院全てで訓練を実施するとともに、その結果を踏まえて各病院の実情に応じたマニュアルを整備し、災害時に円滑な医療救護活動が行える体制の構築を進めていく。
2	計画事業27 被災者生活再建支援体制の強化	令和7年度に予定していた震災復興マニュアルの改定を令和9年度へ延期しているが、「計画どおり」と評価した理由について伺う。	被災者生活再建支援体制の強化については、震災復興マニュアルの改定に加え、応急危険度判定システムの導入、応急危険度判定研修の実施、住家被害認定調査モバイルシステムの導入など、7つの取組を進めている。 このうち、震災復興マニュアルの改定については、東京都が策定する標準版を踏まえて見直しを行うこととしているが、東京都による標準版の改定時期が当初予定の令和7年度から令和8年度へ変更されたことに伴い、区の改定作業についてもスケジュールを見直している。 一方で、マニュアル改定以外の取組については概ね順調に進捗しており、マニュアル改定の遅れも区の取組によるものではなく外的要因によるものであることから、全体としては計画どおり進捗しているものと評価している。

通番	対象事業	質問内容	区回答
	ヒアリング中の質疑応答	震災復興マニュアルは災害発生時の対応の基礎となるものであり、本来であれば早期に整備されていることが望ましいものとする。 そのため、「外的要因による遅れであるため計画どおりと評価する」という考え方と、「区民の安全・安心の観点からはマニュアル整備が遅れている状態である」という考え方の両面があるのではないかと考えるが、区としては、この進捗評価についてどのような考え方で判断しているのか伺う。	震災復興マニュアルは令和2年に策定済みであり、現時点で未整備の状況ではない。 今回の改定については、震災復興における東京都との連携が重要であることから、東京都が策定する標準版に基づいて見直すことが最も実効性が高いと考えている。そのため、東京都の標準版改定が令和8年度に延期されたことを踏まえ、区としてもその内容を反映した改定を行うこととした。
	ヒアリング中の質疑応答	(上記に関連して) 今後も様々な事業において外的要因により計画の変更や遅れが生じる可能性はあると思う。その場合、新宿区としては、外的要因によるものであれば「計画どおり」と評価するという考え方を基本としているのか。	今回は、区として実施すべき対応を行った上で、震災復興マニュアル以外の取組については計画どおり進捗していることから、計画どおりと評価したものである。 なお、外的要因がある場合は全て計画どおりと評価するという統一した基準があるわけではない。評価の考え方について別途指針が示されれば、それに従って判断することになるが、現時点ではそのような基準はなく、事業の進捗状況や要因を踏まえて総合的に判断した結果、計画どおりと評価したものである。
3	経常事業337 新たな防火規制による不燃化の促進	新たな防火規制の指定区域6地区それぞれにおける具体的な取組状況を伺う。特に、若葉・須賀町地区や西新宿五丁目地区のように計画事業として取り組まれている地区以外の地区について、どのように不燃化を促進しているのか。	若葉・須賀町地区及び西新宿五丁目地区も含め、基本的には、新たな防火規制区域に指定されることで、防火性能の基準が強化される。例えば、準防火地域では一般的な防火構造による建替えが可能であるが、新たな防火規制区域では、原則として準耐火建築物以上での建替えが求められる。 そのため、不燃化は短期間で進むものではなく、戸建住宅をはじめとする建物所有者が建替えを行う機会を捉えながら、地域全体の不燃化が段階的に進んでいくものと認識している。
4	経常事業337 新たな防火規制による不燃化の促進	(上記に関連して) 併せて、本事業に経費が計上されていない理由を伺う。	新たな防火規制区域では、建替え時に準耐火建築物以上とする必要があるため、その確認は建築確認申請や地区計画の届出の審査の中で行っている。このため、本事業に特化した経費を計上しているわけではなく、建築確認や地区計画に関する一般的な事務経費の中で対応している。 一方で、不燃化の促進に向けた具体的な支援として、対象区域内で準耐火建築物等への建替えを行う場合には、一定の要件の下で区が助成金を交付しており、建替えの促進を図っているところである。
	ヒアリング中の質疑応答	熊本地震などの教訓を踏まえると、建物の耐震化や不燃化は喫緊の課題であると考えている。 若葉・須賀町地区や西新宿五丁目地区では事業化が進められているが、上落合地区や赤城地区、榎町地区などの木造住宅密集地域についても、防災上の危険性は依然として高いものと認識している。 とりわけ、狭あい道路や私道の存在など、まちの構造そのものが課題となっている地域も多いと考える。 こうした事業化されていない地域について、今後どのような方針で不燃化や防災まちづくりを進めていくのか伺う。	建物の耐震化や不燃化は、基本的には建物所有者の責任において進めていただくものである。 一方で、区としても、こうした取組が円滑に進むよう支援を行っている。若葉・須賀町地区や西新宿五丁目地区をはじめ、他の地域においても、地区計画や防災まちづくりの取組を進める際には、地域の方々と十分に意見交換を行いながら、将来どのようなまちを目指していくのかを共有し、その方向性に応じて新たな防火規制の導入などを進めている。また、制度を導入だけでなく、不燃化建替えに対する助成制度などを活用しながら支援を行っている。 不燃化は短期間で一気に進むものではないが、その重要性について区民の理解を深めるとともに、各種支援制度の活用を促しながら、着実に防災性の向上を図っていきたいと考えている。
	ヒアリング中の質疑応答	(上記に関連して) 本来であれば耐震化や不燃化を早急に進める必要がある建物について、こうした法制度上の制約が建替えの障壁となっている実態はあるのか。	建築基準法の改正により、木造2階建て住宅などの小規模建築物についても、一定のリフォーム工事では建築確認申請等の手続が必要となった。 一方で、今回の改正は新たな規制を設けるものではなく、従来から求められていた建築基準法への適合性を確認する仕組みを強化したものである。そのため、既存建築物の状況によっては是正工事が必要となり、改修が難しくなる場合もあるが、改正そのものが耐震改修や建替えを制限するものではないと認識している。

通番	対象事業	質問内容	区回答
	ヒアリング中の質疑応答	(上記に関連して) 各地区の進捗状況や確認申請件数について伺う。	令和7年度の建築確認件数は、上落合三丁目地区が18件、上落合一丁目地区が16件、赤城下町地区が7件、市谷山伏町地区が7件、西新宿五丁目地区が12件、若葉・須賀町地区が6件となっており、6地区合計で66件となっている。 区では不燃化対策だけでなく、耐震化支援や細街路整備などの事業を組み合わせながら、防災性の向上に取り組んでいる。また、不燃化の進んでいない地区については、耐震化助成を厚くするなどの支援も行っている。 今後も、こうした施策を総合的に活用しながら、地域の防災性向上を着実に進めていく。
5	計画事業21① 木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）	若葉・須賀町地区の整備については、全体計画の中で現在どの段階にあり、どのような進捗状況にあるのか伺う。併せて、事業全体として最終的に目指す姿や今後の見通しについてお示しいただきたい。また、目標年度や不燃領域率などの具体的な到達目標があれば、併せて伺う。	若葉・須賀町地区は、老朽化した木造住宅が集積し、防災上の課題を抱える地域である。このため、令和5年度に地域住民とともに将来像を策定し、「災害時に燃え広がりにくい安全なまちなみの形成」や「良好な住環境の保全」を目指している。 また、令和7年3月には地区計画の変更や新たな防火規制の導入を行い、共同化だけでなく個別建替えによる不燃化の促進も図っている。具体的には、不燃領域率70%以上を目標としており、若葉・須賀町地区では令和7年度時点で約59.2%となっている。 今後も建替え促進や各種支援制度を活用しながら、不燃化と防災性の向上に取り組んでいく。
6	計画事業20④ 建築物等耐震化支援事業	令和7年度実績について、当初目標件数に未達の項目が多くあるにもかかわらず、「計画どおり」と評価した理由について伺う。	令和7年度の実績については、一部に当初目標を下回った項目があるものの、事業全体としては計画どおり進捗したものと評価している。 本事業では、近年の工事費や資材価格の高騰により、建物所有者の耐震改修に係る負担が増加している状況を踏まえ、令和7年度に耐震改修工事費の助成単価を引き上げるなど、制度の拡充を行った。 その結果、一部の木造住宅に係る助成件数は目標に届かなかったものの、例えば特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修は、令和6年度の2件から令和7年度は4件に増加するなど、制度拡充の効果も見られている。 このように、社会情勢の変化に対応した制度改善を行いながら耐震化の促進を図ったことを踏まえ、個別の指標だけでなく事業全体の進捗を総合的に勘案し、計画どおりと評価したものである。
7	計画事業20④ 建築物等耐震化支援事業	(上記に関連して) 4年間の計画全体の中で、令和7年度の実績をどのように位置付けているのか。現時点の進捗状況と今後の見通しを伺う。	補助完了件数は目標に達していない項目もあるが、耐震化率は建物件数ではなく住戸数を基に算定しており、令和7年度は非木造住宅で約230戸、木造住宅で約9戸の耐震化が進んでいる。 また、今年度は未耐震建築物の実態調査を実施し、耐震化されていない建物の把握を進めており、今後はその結果を踏まえ、建物所有者に対して個別に制度の案内や耐震化の必要性を周知するなど、より効果的な働きかけを行っていく。
8	計画事業20④ 建築物等耐震化支援事業	年度別計画において、年度ごとの事業費に増減がある理由は何か。特に令和8年度の事業費増加要因は何か。	令和8年度の事業費増加の主な要因は、マンションやビルなどの非木造建築物に対する耐震改修支援の増加によるものである。 大規模建築物の耐震改修は、所有者の合意形成や資金確保などに時間を要することから、区では毎年度、所有者への意向確認を行った上で予算を計上している。 令和7年度は非木造建築物の改修工事等として6件・約2億6,000万円を計上していたが、令和8年度は所有者へのヒアリングの結果、12件・約4億5,000万円規模の改修見込みがあったため、事業費が増加している。 なお、大規模改修は合意形成の状況などにより着工時期が変更されることもあるため、年度によって事業費は増減する。

通番	対象事業	質問内容	区回答
	ヒアリング中の質疑応答	本事業全体における位置付けや進捗状況について伺う。 例えば、未耐震建築物がまだ多く残っており、今後も重点的に取り組まなければならない段階にあるのか。それとも、耐震化がかなり進み、事業としては一定のピークを越えつつあるのか。	新宿区の住宅耐震化率は、令和6年3月時点で96.6%となっている。区では耐震改修促進計画において、令和9年度末までに概ね100%を目標としている。これは、東京都全体と比較しても高い水準にあり、新宿区の耐震化は着実に進んでいると認識している。 一方で、残る3.4%については、所有者間の合意形成や費用負担などの課題から耐震化が進んでいない建物も多く、対応は容易ではない。そのため、今年度は未耐震建築物を特定する調査を実施し、その結果を踏まえて対象となる建物所有者へ個別に働きかけを行うなど、耐震化のさらなる促進に取り組んでいく。
9	計画事業20④ 建築物等耐震化支援事業	指標「耐震改修工事費補助完了件数」の目標値の設定根拠について伺う。併せて、当該目標値は対象となる建築物全体件数のうちのどの程度を占めているのか伺う。	目標設定に当たっては、耐震化率の推計結果から、約7,900戸の未耐震住宅が耐震化されれば概ね100%に到達すると見込んでいる。 また、前回の計画改定時には、令和2年度から令和5年度までの4年間で約3,400戸の未耐震住宅が耐震化されており、そのうち区の補助制度を活用したものは約8.5%であった。 この実績を踏まえ、残る未耐震住宅についても同程度の割合で補助事業を活用すると仮定し、必要な補助対象戸数を算定している。その結果、令和9年度までに約650戸相当の耐震化を補助制度によって支援することを見込んでいる。 さらに、過去の実績では、補助1件当たり平均約4.27戸の耐震化につながっていることから、これを基に換算すると、目標達成のために必要な補助件数は約152件となる。 このような考え方にに基づき、区では目標値を設定し、耐震化の促進に取り組んでいるところである。
10	計画事業20④ 建築物等耐震化支援事業	指標「住宅の耐震化率」について、令和6年度末時点で達成度が98.7%なのであれば、残る未耐震住宅の件数は相当程度限定されていると考えられる。今後は、耐震化率だけでなく、残存する未耐震住宅の解消件数を目標として設定することも有効と考えるが、区の認識を伺う。	ご指摘のとおり、耐震化率は既に98.7%まで達しており、残る未耐震住宅を的確に把握していくことは重要であると認識している。そのため、今年度は地図データ会社の協力を得ながら、未耐震住宅を特定するための調査を実施する予定である。 一方で、指標については、国等の耐震改修促進計画との整合を図る観点から、引き続き耐震化率を基本とし、未耐震住宅の実態を把握した上で、建物所有者に対する個別の働きかけを強化し、未耐震住宅の解消を進めることで、耐震化率のさらなる向上につなげていきたいと考えている。
11	計画事業20④ 建築物等耐震化支援事業	地震時にエレベーターが最寄り階に停止し扉を開放することは正常な動作と認識しているが、ここでいう「閉じ込めにつながり得るエレベーター停止」とは、具体的にどのような事象を指しているのか、その定義と具体例について伺う。	「閉じ込めにつながり得るエレベーター停止」とは、地震の影響などによりエレベーターが異常を検知し、運転を停止することで、利用者がかご内に閉じ込められるおそれがある状態を指している。 例えば、地震発生時にエレベーターが10階と11階の間で停止した場合、利用者が閉じ込められてしまう可能性がある。
12	計画事業20④ 建築物等耐震化支援事業	エレベーター防災対策改修支援について、対象となるエレベーターの範囲を伺う。また、令和7年度は実績24件となっているが、区内における対象母数がどの程度あるのかを伺う。	対象となるエレベーターは、共同住宅やオフィスビルなどに設置されたエレベーターのうち、建物本体が耐震基準を満たしているもの、または耐震補強が実施されているものである。 助成対象としては、地震時に最寄り階へ停止する装置の設置や、戸開走行保護装置の設置、主要機器の耐震補強工事などを想定している。 なお、令和7年度の定期報告によると、区内のエレベーターは約1万1,000台となっている。ただし、この全てが助成対象となるわけではなく、建物の耐震性などの要件を満たすものが対象となるため、対象母数を正確に把握しているものではない。

通番	対象事業	質問内容	区回答
13	計画事業20① 建築物等耐震化支援事業	ブロック塀対策について、除去工事助成に関する問い合わせがあるにもかかわらず、実施に至らない状況である。所有者が除去工事を行わない主な理由や課題について、どのように把握しているのか伺う。	実際に窓口相談や現地調査を行う中で、ブロック塀の撤去が進まない要因も見えてきている。 例えば、4メートル未満の二項道路に面するブロック塀を撤去した場合、新たに塀を設置するには道路中心線から後退した位置に設置する必要がある。そのため、敷地の状況によっては新たな塀の設置が難しいケースもある。 また、所有者からは、防犯面やプライバシーの観点から塀を残したいという声も多く、撤去が進みにくい一因となっており、二項道路沿いのブロック塀対策には一定の課題があると認識している。 そのため今年度は、対象を絞って4メートル以上の道路に面するブロック塀の所有者に対し、個別に働きかけを行う予定である。ブロック塀を必ずしも再設置する必要はないことなども含め、除却に向けた啓発を進めていきたいと考えている。
14	計画事業20① 建築物等耐震化支援事業	令和7年度実績欄及び令和8年度の取組内容欄に記載されている「耐震化の啓発と支援制度の周知・利用促進」について、区は現行の周知方法を十分に効果的と認識しているのか。併せて、デジタル広報の活用など、より効果的な周知・啓発手法を検討しているのか伺う。	本事業については、出張所のイベントや地域センターの祭りなどの機会を活用して制度の周知を行っている。また、過去に耐震化支援事業を利用した方や、耐震診断等に関心を示された方に対してダイレクトメールを送付するなど、対象を意識した周知にも取り組んでいる。加えて、特定緊急輸送道路沿道建築物については、建物所有者に対して個別に働きかけを行い、制度の活用を促進している。 デジタルを活用した取組としては、区公式YouTubeで耐震化の重要性を紹介する動画を配信しているほか、区ホームページへの掲載や新宿西口広場でのイベント等において動画を放映し、広く啓発を行っている。 一方で、こうした取組は不特定多数を対象としたものが中心であるため、今年度は未耐震住宅を特定する調査を実施する予定である。その結果を活用し、耐震化が必要な建物の所有者へ個別にアプローチすることで、より効果的な啓発と耐震化の促進につなげていきたいと考えている。
ヒアリング中の質疑応答		周知・啓発は、耐震化や不燃化、ブロック塀対策など全ての事業に共通する重要な課題である。 ホームページやYouTubeでの情報発信も必要だが、区民自ら情報を探しに行かなければならない面もある。特に高齢者などデジタルに不慣れな方にも情報が届くよう、より効果的なプッシュ型の情報発信が必要ではないかと考える。 区民意識調査でも広報紙から情報を得る方が多いことから、関係部署とも連携しながら、区民に伝わる周知方法についてさらに工夫していただきたいと考えるが、区の認識を伺う。	周知に当たっては広報紙を重要な媒体と位置付けており、特に高齢者の方への情報発信を意識して、年度当初などの機会を捉えながら1面記事あるいは特集記事の掲載等を行っている。 また、プッシュ型の周知については、今年度、未耐震建築物を特定する調査を実施する予定であり、その結果を踏まえ、来年度以降は建物所有者に対してダイレクトメールなどによる個別の働きかけを行っていききたいと考えている。ブロック塀についても、これまでの調査結果を活用し、4メートル未満の道路に面するブロック塀の所有者に対して、今年度から来年度にかけて個別啓発を実施する予定である。通学路沿いについては既に実施しており、引き続き取り組んでいく。
15	計画事業20② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	評価欄において「すべての擁壁及びがけについて行いました」とある一方で、実績は1,540件、計画は約2,300件となっている。これらの数値の関係と、「すべて」の対象範囲について伺う。	過去に区内全域を対象として区が実施した調査において、民間所有の高さ1.5メートル以上のがけを約2,300件把握している。 一方、啓発・指導の実施件数は1,540件となっているが、これは所有者調査を進める中で、複数のがけを所有している方がいたためである。 そのため、把握しているがけの件数と啓発・指導の実施件数は一致しないものの、所有者に対する働きかけは着実に進めているところである。

通番	対象事業	質問内容	区回答
16	計画事業20② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	指標「擁壁等の安全化対策工事に対する助成件数」について、目標値の設定根拠を伺う。併せて、対象となる擁壁・がけ全体のうち、当該目標値がどの程度を占めるものなのかを伺う。	10年前の計画策定時に区が実施した調査では、区内の民間所有のがけ約2,300件のうち、特に状態の悪い「不健全ながけ」が約280件確認されていた。このため、計画ではまずこの280件の解消を目標として設定した。 また、擁壁は建物の建替えに合わせて更新されるケースも多く、区の助成制度を活用した改修に加え、こうした自然更新も見込みながら、10年間で不健全ながけの解消を進める考え方で目標値を設定したものである。
17	計画事業20② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	取組方針に「安全化指導・啓発について、当初の点検調査で健全と判定されたものも含め、毎年すべての擁壁及びがけについて行います。」とあるが、健全と判定された擁壁やがけについても毎年継続して指導・啓発を行う必要性はどのような点にあるのか。経年劣化や豪雨等への備えという趣旨は理解するが、限られた予算・人員の中で全件実施する必要性を伺う。	がけ・擁壁については、所有者に適切な維持管理を行っていただくことが非常に重要であると認識している。また、擁壁は経年劣化により状態が悪化することもあるため、継続的な管理が必要である。 区としては、所有者を把握しているという強みを生かし、毎年度、維持管理の重要性について周知するとともに、必要に応じて助成制度の活用も案内しながら啓発を行っている。 なお、所有者情報についてはデータベース化しており、その情報を活用して継続的な周知・啓発に取り組んでいる。
ヒアリング中の質疑応答		毎年同じ箇所を確認していただいていること自体は、適切な維持管理の観点から重要な取組だと思っている。一方で、同じ頻度で全ての箇所を確認し続けることが、必ずしも効率的ではないのではないかという問題意識もある。 例えば、調査開始から数年が経過すれば、「この箇所は当面大きな問題がないため確認頻度を下げてもよい」「この箇所は劣化が進行しているため引き続き毎年確認が必要である」といった判定も可能になるのではないかと。 そのようにリスクに応じて調査頻度を変えることで、限られた費用や人員をより必要な箇所に重点的に振り向けることもできるのではないかと考えるが、区の見解を伺う。	ご意見としては参考にさせていただきたいと思っている。 一方で、例えば昨年には杉並区で大規模ながけ崩れが発生するなど、こうした事故が起こると区民からの問い合わせも増えることから、継続的な点検や啓発は引き続き重要であると考えている。 また、既に改修済みであることを把握したものについては、啓発対象から一時的に外すなどの対応も行っている。 今後も、より効果的かつ効率的な安全対策や啓発のあり方について、引き続き検討していきたいと考えている。
18	計画事業20② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	令和7年度実績について、目標値と実績値の乖離が大きいかかわらず、翌年度も同じ目標値が設定されている事例が散見される。目標を設定する以上、過去の実績や達成状況を踏まえて見直しを行うべきではないかと考えるが、目標値はどのような考え方や根拠に基づいて設定しているのかを伺う。	目標値の設定根拠については、質問16番でご説明したとおりである。 一方で、実績が目標値と大きく乖離している点については課題として認識しており、その要因としては、擁壁のみを改修できる案件が少なく、敷地形状や建物配置の関係から、建替えと併せて対応せざるを得ないケースが多いことが挙げられる。このような構造的な事情もあり、助成制度の利用件数が伸び悩んでいる面がある。そのため、引き続き制度の周知に努めるとともに、必要な方が適切なタイミングで制度を活用できるよう、啓発を継続していきたいと考えている。 また、ご指摘の目標設定の見直しについては、計画期間中の変更は難しい面があるが、次期実行計画の策定に当たっては、実態に即した目標値や、事業効果をより適切に把握できる指標の設定について検討していきたいと考えている。
ヒアリング中の質疑応答		擁壁のみの改修が難しく、建物の建替えと一体的に対応せざるを得ないケースに対して、擁壁の改修助成だけではなく、建物の建替えも含めて支援するような制度や取組は検討されているのか。	擁壁と建物を一体的に建て替える必要があるケースが多いという課題は認識しているものの、建物の建替え自体への助成については、対象範囲や費用負担、公平性などの課題があるため、現時点では考えていない。
ヒアリング中の質疑応答		(上記に関連して) 擁壁・がけというと、新宿区の場合は大規模マンションというよりも、一戸建て住宅に付随しているケースが多いという印象を持っている。その中で、改修が進まない要因は、単に費用負担や助成制度の活用の問題だけなのか。それとも、所有者が不明あるいは所有者の事情により合意形成が難しいといった理由で進まない事例もあるのか。	ご指摘のとおり、改修が進まない要因としては、費用面に加え、関係者間の合意形成が難しいケースもある。 がけ・擁壁は、崖上の所有者と崖下の所有者が存在するケースが多く、工事を行う際には、崖下の敷地を一時的に使用させていただく必要が生じることもある。そのため、隣接する所有者同士の調整が必要となり、合意形成に時間を要する場合がある。また、工事費の負担が大きいことから、費用面を理由に改修に踏み切れないという声も聞いている。

通番	対象事業	質問内容	区回答
19	計画事業20② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	本事業では中小企業を助成対象としているが、大企業に対しても、安全対策や防災対策等の実施に向けた働きかけを行っているのか。行っている場合は、その内容と実績を伺う。	工事費に係る助成制度については、大企業は対象外であるが、専門家やアドバイザーの無料派遣事業については、大企業も対象となっているため、当該事業については広く周知を行っているところである。
ヒアリング中の質疑応答		一般的に、件数ベースでは中小企業の方が多いものの、大企業における取組は社会的・経済的な影響や波及効果が大きいと考えられる。そのため、大企業も利用可能な無料のアドバイザー派遣制度等について、実際にどの程度活用されているのか伺う。また、大企業と中小企業の区分は業種ごとの基準に基づいて決まるとの認識であるが、おおよその内訳が把握されていれば併せて伺う。	現時点では、大企業による活用実績は確認できていない。一方で、大企業に近い規模を有する区に準ずる団体については、先日1件の活用実績があった。 なお、大企業と中小企業を区分したデータは保有していないが、全体で約3,300件を把握している。そのうち約2,700件が民間所有であり、大企業・中小企業を含む民間事業者が所有しているものと認識している。また、残りの約550件については、国や公的団体等が所有しているものとして把握している。
ヒアリング中の質疑応答		内部評価シートの令和7年度実績を見ると、「土砂災害アドバイザー派遣」は1件、「土砂災害対策工事費助成」は0件となっている。評価としては計画どおりとの整理であるが、実績件数は非常に少ないように見受けられる。この状況について、区としてどのように認識しているのか伺う。	土砂災害警戒区域の指定解除は、関係権利者が多く合意形成が必要となるため、ハードルが非常に高いのが実情である。 区としても、助成制度やアドバイザー派遣制度の活用が十分に進まず、指定解除に至っていない状況は認識している。一方で、区域内の土地所有者や居住者に対しては直接働きかけを行っており、引き続き制度の周知や支援に取り組んでいる。
※前段の質疑を受けての意見※		本事業は関係者間の合意形成が必要であり、そのハードルの高さから一律に成果へ結び付けることが難しい事情は理解した。 一方で、外部評価委員として確認できるのは最終的な実績数値が中心であり、未達となった要因が住民等との合意形成によるものなのか、あるいは区の取組に課題があるのかが見えにくい状況である。 例えば住民の合意形成が得られず達成に至らなかった件数などを示していただければ、外的要因と区の取組状況を切り分けて評価することができる。そうした情報があることで、区として実施すべき取組は着実に進んでいることも分かりやすくなると感じた。	次期計画の策定に当たっては、所管部署とも調整の上、目標値の設定方法について検討したいと考えている。特に、事業の進捗や成果をより適切に把握できるよう、可能な限り定量的な目標設定を行う方向で検討していきたい。
20	計画事業23 細街路の拡幅整備	「声かけ」の対象件数について伺う。併せて、どのような対象者に対して、どのような内容の協力要請を行っているのか、その具体的な取組内容と、工事実施につながった状況を伺う。	区では、細街路の後退整備が可能と見込まれる箇所について、土地所有者等に対し、訪問や郵送による啓発を行い、協議や後退用地の無償承諾を促しており、これを「声かけ」と位置付けている。令和7年度は22件の声かけを実施し、そのうち協議の合意に至ったものが4件、工事につながったものが2件である。 なお、声かけの対象となる未後退地や無償承諾を得ていない土地の件数については把握していない。そのため、対象件数を基にした目標設定は行っていないが、取組を着実に進めるため、年間20件の声かけを目標としている。 具体的には、未後退箇所や無償承諾を得ていない箇所を調査した上で、対象となる土地所有者等に対し、年間20件程度の声かけを実施していく考えである。
ヒアリング中の質疑応答		「声かけ」については対象件数を把握していないとの説明であった。また、年間20件という目標は、対象件数に基づいて設定したものではなく、事業を進める上で一定の目標値を設ける必要があることから設定しているものと理解したが、その認識でよろしいか。	区としても、区内の道路延長距離については、区道が約99km、私道が約95kmであり、合計約194kmと認識している。一方で、各敷地が道路に接する状況や接道距離は個々に異なるため、道路全体を対象として、後退整備の対象となり得る件数を網羅的に把握することは難しい状況である。 そのため、対象件数に基づく目標設定は行っていないが、一定の件数を目標として設定し、対象となる土地所有者等への声かけを着実に実施している。今後も、声かけを通じて少しでも多くの後退整備につながってほしいと考えている。

通番	対象事業	質問内容	区回答
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 区内の道路距離などの基礎データは把握しているものの、それらと年間20件という目標件数は直接連動していないということであれば、現状の指標のみでは適切な評価が難しいのではないか。仮に正確な対象件数の算出が困難であったとしても、概算による推計は可能ではないか。 評価指標についても、対象距離や進捗距離、あるいは働きかけ件数など、さまざまな設定方法が考えられるが、区の認識を伺う。	委員の指摘のとおり、対象件数の把握が重要であることは十分認識している。 一方で、区内の道路距離は把握しているものの、個々の敷地ごとに後退の状況が異なるため、「後退可能な箇所が全体で何件あるか」というところまで把握するには至っていないのが実情である。現地確認等により、どの敷地が後退済みで、どの敷地が未後退であるかを個別に把握することは可能であるが、それらを積み上げて全体件数として整理するまでには至っていない。 このため、後退整備が見込まれる箇所を抽出し、対象となる土地所有者等へ声かけを行う形で事業を進めているところである。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 後退整備が見込まれる箇所を抽出しているとのことであるが、対象箇所はどのような方法で把握しているのか伺う。	道路に関する事前協議や、相談対応、協議手続、工事に関する打合せ等の機会に職員が現地を確認している。その際、周辺を巡回し、後退整備の対象となる可能性がある箇所を把握した場合には、声かけの対象として抽出している。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 対象となる区道やエリアをある程度絞った上で、順次確認を進めているものと認識しているが、その場合、どの区間を確認したのかという実績は把握できるはずであり、結果として対象となった道路距離を一定程度把握することも可能ではないかと考えるが、区の認識を伺う。	区内の道路距離は相当な規模に及ぶため、全域を対象に一斉に把握しているわけではなく、個別に対象となり得る箇所を確認しながら蓄積している状況である。 そのため、部分的な状況については把握しているものの、区内全体でどの程度の対象箇所があるのかといった整理までできていない状況である。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 例えば文書による協力要請を実施した場合、それを1件としてカウントしているという理解でよいのか。その場合、仮に文書を送付したものの返答が全く得られなかったとしても、件数としては実績に計上されることになるのか。また、翌年度も同じ対象者に再度文書を送付した場合、それも新たな実績として計上されるのか。 令和6年度に21件、令和7年度に22件といった実績があるが、これらは毎年度新たな対象に対して実施しているのか、それとも同一の対象者に継続して協力要請を行ったものが含まれているのか伺う。	同一の対象者に毎年度同じ声かけを繰り返しているわけではなく、新たな対象箇所を抽出しながら実施している。そのため、実績件数は年度ごとに積み上がっていく形となる。 一方で、後退整備や後退用地の使用承諾については、土地利用に関わる問題であることから、声かけを行ったとしても直ちに協力が得られるとは限らず、承諾に至る割合は年度によって異なる状況である。 なお、声かけの方法としては、訪問による説明のほか、文書送付を行う場合もある。また、一度働きかけを行って終わりではなく、必要に応じて複数回訪問したり、近隣の現地確認等の機会を捉えて再度説明したりするなど、継続的な働きかけを行っている。 このような取組を重ねているものの、土地所有者の理解や承諾が必要となるため、声かけ件数がそのまま工事実施件数に結び付くものではない。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 対象となる件数や規模が分からなければ、成果や進捗を適切に評価することは難しい。現時点で把握が困難であったとしても、今後は全体母数の把握に努めるべきではないかと考える。 また、年間20件という声かけの目標についても、区民の目線から見ると少ない印象を受ける。結果として実現に至らなかったとしても、より多くの働きかけを行った上での結果であれば評価の対象となり得るが、目標値そのものが低い場合、その達成だけで十分に評価できるのかという疑問がある。 様々な個別事情が存在することは理解しているが、そうした事情の説明にとまらず、区民にとって事業の規模や成果が分かりやすく伝わるような指標や見せ方を工夫する必要があると考えるが、区の認識を伺う。	全体件数の把握については、委員の指摘のとおり、区民に対して事業の対象規模や進捗状況を分かりやすく示す観点から、対象件数や全体像が把握できていることが望ましいと認識している。一方で、現時点では把握手法等に課題があるため、今後、どのような方法で対象件数を把握できるのかについて調査・検討を進めていきたいと考えている。 また、年間20件としている声かけの目標についても、現状では全体件数を把握していないことから、その妥当性を十分に検証できている状況にはない。このため、今後の目標設定の見直しに当たっては、声かけ件数の実績や内容を改めて精査し、現在の20件という目標が適切であるかを検証した上で、必要に応じて見直しを行い、今後の事業運営に反映していきたいと考えている。
	※前段の質疑を受けての意見※	「声かけ」という指標は、どのような働きかけを行ったのか、その内容や成果が見えにくく、区民にとって分かりにくいのではないかと感じる。 また、仮に前年度に反応のなかった対象者へ再度文書を送付した場合でも、件数として計上でできてしまうように受け取られかねず、事業の実態が分かりにくい。 そのため、「声かけ」ではなく、「新規対象者への訪問件数」や「協力要請件数」など、具体的な取組内容が分かる指標とした方が、区民にとっても理解しやすく、評価もしやすくなるのではないかと。今後の指標設定について検討いただきたい。	

通番	対象事業	質問内容	区回答
21	計画事業23 細街路の拡幅整備	令和7年度末時点の主な課題において「近隣との調整で、側溝等の後退ができない場合があります」とあるが、具体的にどのような理由や状況により整備が進まないのか。実際の事例を含めて何う。また、その解決に向けて区がどのような調整や取組を行っているのか何う。	土地所有者に後退の意思があったとしても、隣地との境界に設置された塀や、隣地からの越境物（塀や建物の一部等）が存在する場合には、隣地所有者の承諾を得なければ後退整備を進めることができない。 このため区では、隣地所有者の負担軽減を図る観点から、申請に必要な準備を行った上で声かけを実施し、承諾が得られるよう調整を行っている。区としては、このような取組を通じて、細街路の後退整備を進めているところである。
22	計画事業23 細街路の拡幅整備	細街路の拡幅整備に伴うセットバック部分について、区への寄付や管理移管、無償使用承諾の申出はどの程度あるのか。これまでの件数や傾向について何う。	区への寄付については、直近4年間の平均で年間約10件、無償承諾については年間約30件程度となっている。件数には年度ごとのばらつきがあるため、現時点で特段の傾向があるとは認識していない。
23	計画事業23 細街路の拡幅整備	（上記に関連して） 寄付や管理移管等の申出があったにもかかわらず区が受け入れなかった事例はあるのか。ある場合は、その理由と判断基準を何う。	寄付や移管等の申出があったにもかかわらず受け入れなかった事例については、申出に必要な書類が適切に整っていれば受け入れができないということはない。これまでの記録を確認した限りでも、必要書類が整った案件については適切に手続を進めている。
24	計画事業23 細街路の拡幅整備	指標「年間合意距離」は目標6.0kmに対し4.5km、指標「年間整備距離」は目標2.5kmに対し2.1kmとなっているが、評価欄において「おおむね目標を達成」とした理由及び判断基準について何う。	ご指摘のとおり、目標値である6kmに対して実績は4.5km、また2.5kmに対して実績は2.1kmであり、いずれも目標には達していない。 一方で、達成率はいずれも約8割程度となっており、目標に向けて着実に進捗していることから、おおむね目標を達成しているものと評価した。
※前段の質疑を受けての意見※		目標値6kmに対して実績4.5kmであり、達成率は75%程度との説明であった。また、達成率を踏まえ、おおむね目標を達成したとの評価であるとのことであった。一方で、目標値に到達していないにもかかわらず「計画どおり」や「目標達成」と評価されることは、区民から見ると分かりにくい面がある。達成率75%を四捨五入して「約8割達成」と説明すること自体は理解できるものの、それをもって目標達成と評価する考え方は、一般的な感覚とはややずれるように思われる。 今後、評価の客観性や分かりやすさを高めるためにも、評価の基準については、一定程度共通の考え方や基準を設けた方がよいのではないか。	現在の目標設定や事業の進め方、評価手法については、区として適切と考える方法に基づき運用しているところであるが、本日はいただいた意見を踏まえ、今後は他部署の取組や評価基準の状況も踏まえながら、評価の分かりやすさや客観性の向上に向けて、必要な改善を検討していく。
25	計画事業24 道路の無電柱化整備	本事業の対象となっている4路線以外に、無電柱化を進めている箇所や、今後整備を予定している路線があるのか。併せて、生活道路など歩行空間の狭い路線への対応を含め、今後の無電柱化の推進方針を何う。また、「新宿区無電柱化推進計画」の改定に向けた検討状況について何う。	現在、区が無電柱化を進めている路線は、女子医大通り、水野原通り、駅周辺区道及び上内中通りの4路線であり、それ以外に区が整備を実施している路線はない。ただし、再開発事業等において無電柱化が進められている事例はある。 今後の整備路線については、現在改定作業を進めている無電柱化推進計画の中で示す予定であり、候補路線の選定を行っているところである。 また、生活道路については、幅員が狭く電線共同溝を整備するスペースの確保が難しいことから、基本的には歩道のある路線を中心に整備を進めている。歩道のない路線では、公開空地や区有施設の敷地の一部を活用するなどの工夫を行っている。 なお、推進計画の改定については、今後パブリックコメントを実施した上で必要な修正を加え、令和9年2月頃の改定を予定している。
ヒアリング中の質疑応答		令和8年度の取組方針では、「歩行空間の狭い路線についても整備を検討していく」とされているが、「検討」という表現にとどまっており、具体的な進展が見えにくい印象を受ける。 区民の立場からすると、電柱や変圧器が道路上に連続して設置されている状況に対し、災害時の倒壊や火災発生の危険性などへの不安を感じるところである。そのため、幹線道路だけでなく、生活道路も含めた無電柱化の取組をどのように進めていくのかについて、考えを伺いたい。	これまでの実績として、聖母坂通りは歩道のない路線であるが、聖母病院が立地していることなどを踏まえ、無電柱化を実施している。 整備に当たっては、聖母病院の公開空地を活用したほか、落合第一特別出張所の敷地内に変圧器を設置するなど、関係機関の協力を得ながら工夫して進めてきた。 今後についても、歩道のない路線が対象となった場合には、これまでと同様に工夫を図りながら、無電柱化を進めていきたいと考えている。

通番	対象事業	質問内容	区回答
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 無電柱化の実施は、地域住民等からの要望を受けて進めるものなのか、それとも区が必要性を判断して主体的に進めるものなのか。	無電柱化については、区が法律に基づき無電柱化推進計画を策定し、その中で優先的に整備を進める路線を定めた上で事業を進めている。 一方で、計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施するなど、地域住民の意見も伺いながら内容を決定している。
26	計画事業24 道路の無電柱化整備	女子医大通りでは共同溝本体工事を実施している一方で、進捗率は令和6年度・令和7年度ともに20%となっている。工事の進捗状況が進捗率にどのように反映されているのか伺う。	本事業の進捗率は、指標の定義として、無電柱化に先立つ支障移設の完了を40%、電線共同溝本体工事の完了を60%として設定している。 女子医大通りについては、現在、支障移設工事と電線共同溝本体工事を並行して施工しており、いずれも令和9年度の完了を予定している。このため、令和9年度時点の進捗率を60%としている。一方、令和6年度から令和8年度までは、支障移設工事及び電線共同溝本体工事が完了していないことから、進捗率は20%としている。
	ヒアリング中の質疑応答	現在の進捗率の定義では、詳細設計完了後は長期間にわたって進捗率が20%のままとなり、その期間中は目標値に対して常に100%達成という評価になってしまう。 一方で、実際には工事区間が長く、支障移設や電線共同溝本体工事についても、区間ごとに進捗状況が異なっているはずである。例えば、既に完了している区間や施工中の区間が存在するなど、事業自体は着実に進んでいるものと考えられる。 そのため、現在の指標では事業の進捗状況が外部から分かりにくく、実態を十分に反映していないように感じる。進捗をより客観的かつ分かりやすく示すため、進捗率の定義や指標の設定方法について見直しを検討してもよいのではないかと。	無電柱化事業については、ご指摘のとおり、実際には事業が進捗しているものの、現在の指標では一定期間、進捗率が20%のままとなる状況である。 一方で、進捗率については路線ごとに事業内容や工程が異なるため、統一的な基準で評価することが難しい。より細かな指標設定も考えられるが、4路線全てに共通して適用することは容易ではないことから、現時点では詳細設計完了を20%、支障移設完了を40%とするなど、一律の評価指標に基づき評価を行っている。 ただし、評価指標のみでは実際の進捗状況が伝わりにくいという点は認識しており、今後は工事の進捗状況や各路線の取組状況について、コメント欄等を活用しながら、より分かりやすく示せるよう工夫していきたいと考えている。
27	計画事業25① 道路の治水対策	浸透性舗装を施工後、他事業者工事によって掘り返され、復旧時に元の舗装へ戻されずアスファルト舗装となっている事例があると聞く。工事後は原則として原状復旧を行うべきと考えますが、区道においてこのような事例を把握しているのか。また、把握している場合、事業者への指導や再発防止に向けた対応を伺う。	道路工事を行う際は、事業者が事前に道路課へ申請を行い、既存舗装と同じ仕様で復旧する計画であることを区が確認している。工事完了後も現地確認を行い、適切に復旧されていることを確認している。 ただし、区が後日当該路線で道路工事を予定している場合には、効率性の観点から一時的に仮舗装とすることがある。そのため、舗装が復旧されていないように見える場合もあるが、最終的には区の工事にあわせて本復旧を行い、元の舗装状態に戻している。このため、基本的には舗装が適切に復旧されないまま放置されることはない。
28	計画事業25① 道路の治水対策	令和7年度は目標4,200㎡に対し5,566㎡を整備しているが、評価は「計画どおり」とされている。目標を大きく上回る実績にもかかわらず、そのように評価した理由について伺う。	道路工事は舗装状態の悪い箇所を優先して実施しているため、整備面積を目標値どおり4,200㎡に合わせて実施するものではない。実際には、交差点から交差点までの一定区間を単位として工事を行うことから、整備面積が目標値を上回る場合もある。 今回の実績は、必要な道路工事を実施した結果として5,566㎡となったものであり、目標を大きく上回ることを自体を目的として工事を実施したものではない。このため、必要な整備を着実に実施した結果として、計画どおりに進捗したものと評価している。
29	計画事業25④ 道路の治水対策	令和7年度取組方針欄に記載されている「6mm/hr→10mm/hr」とは何を示す数値なのか。また、透水性舗装等4,200㎡相当の整備目標とどのような関係にあるのか併せて伺う。	時間雨量の目標を6mm相当から10mm相当へ変更した経緯については、東京都の豪雨対策基本方針に基づくものである。これまで区では、時間雨量6mm相当の雨水を貯留・浸透させることを目標としていたが、令和7年度からは時間雨量10mm相当の雨水を受け止めることを目標とすることとなった。 これに伴い、区においても目標水準の見直しを行い、整備面積の目標を4,200㎡に変更したところである。

通番	対象事業	質問内容	区回答
	ヒアリング中の質疑応答	この時間雨量6mmから10mmへの見直しについては、新宿区や東京都独自の取組によるものなのか、それとも全国的な豪雨対策の方向性を踏まえたものなのか。	東京都の豪雨対策基本方針において、神田川流域では流域自治体が連携して雨水流出抑制対策を推進しており、新宿区を含む各自治体に対して目標量が設定されている。 区では、この方針に基づき、時間雨量10mm相当の雨水を受け止めるための整備目標を定めており、その目標値として4,200㎡を設定している。